

1. 事業の必要性・概要

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、同法附則第 2 条に基づき施行状況の検討を行うため「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、P C B 廃棄物に関する今後の施策について検討した。平成 24 年 8 月に本検討委員会の報告書「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられた。

拠点的広域処理施設については、北海道事業の増設施設の整備が完了したことを踏まえ、今後は従来から取り組んできた小規模な改造を積極的に行うとともに、中規模・大規模な改造については、その効果が十分大きいと考えられる場合に実施すべきであることについて提言され、これを踏まえた改造等の実施を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

（2）小規模な改造

従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

（3）補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

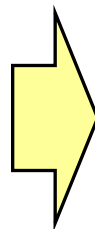
3. 施策の効果

P C B 廃棄物の処理の体制を確保するとともに、適正かつ確実な処分の確保を図る。

PCB処理施設整備事業

平成26年度要求額4,000百万円
(平成25年度7,025百万円)

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJESCOを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ(政令で平成28年と規定)

特措法施行から10年が経過

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
(PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

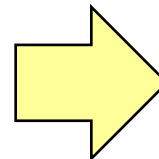
報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」
(平成24年8月)

- 当初の処理期限までの処理完了は困難
- 新たな処理期限の設定

- 現状の処理ペースのままでは、平成28年までに全体の7~8割程度の処理にとどまる見通し

【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設における処理推進のための増設・改造を含め必要な処理体制が確保されるよう取り組む必要。

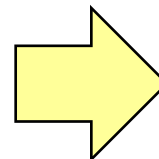


- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

- 操業期間の経過に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設に関する設備の点検や更新等の取組についての指導を行うとともに、財政支援を行うこと等により安全かつ確実な処理が可能な施設の維持を図ることが必要。



- 処理期間の延長が見込まれるこのタイミングで、設備の安全性の点検や補修又は更新を行う。